

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案

平成 31 年（2019 年）2 月 8 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例（昭和 27 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

(1) 第 1 条第 1 号ア及びイを次のように改める。

ア 一般部局に属する職員（イからカまでに掲げる職員を除く。） 7, 708 人（福祉に関する事務所の職員 1, 479 人を含む。）

イ 病院局に属する職員 1, 093 人

(2) 第 1 条第 1 号オ及びカを次のように改める。

オ 水道局に属する職員 618 人

カ 下水道河川局に属する職員（下水道事業に従事する職員に限る。）
475 人

(3) 第 1 条第 2 号を次のように改める。

(2) 議会事務局の職員 36 人

(4) 第 1 条第 3 号ア及びイを次のように改める。

ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員 290 人

イ 学校に属する職員 9, 484 人

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（理 由）

事務・事業の改廃等に伴い職員定数を改正するため、本案を提出する。

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
第1条						
(1) 市長の補助機関である職員						
ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。)						
7,699	7,708	+9	}	災害対応に伴う増	+21	
				重点施策事業の推進に伴う増	+78	
				その他業務量の増加等に伴う増	+10	
				事務事業の見直し等に伴う減	▲100	
イ 福祉に関する事務所の職員						
1,480	1,479	▲1				
イ 病院局に属する職員						
1,113	1,093	▲20	}	その他業務量の増加等に伴う増	+5	
				事務事業の見直し等に伴う減	▲25	
ウ 中央卸売市場に属する職員						
22	22	0				
エ 交通局に属する職員						
617	617	0				
オ 水道局に属する職員						
620	618	▲2	}	災害対応に伴う増	+1	
				その他業務量の増加等に伴う増	+3	
				事務事業の見直し等に伴う減	▲6	
カ 下水道河川局に属する職員						
(下水道事業に従事する職員に限る。)						
491	475	▲16	}	災害対応に伴う増	+2	
				その他業務量の増加等に伴う増	+1	
				事務事業の見直し等に伴う減	▲19	
(2) 議会事務局の職員						
37	36	▲1		事務事業の見直し等に伴う減	▲1	

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
(3) 教育委員会の職員						
ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員						
291	290	▲ 1				
イ 学校に属する職員						
9,520	9,484	▲ 36				
(4) 選挙管理委員会の職員						
10	10	0				
(5) 人事委員会事務局の職員						
19	19	0				
(6) 監査事務局の職員						
27	27	0				
(7) 農業委員会の職員						
0	0	0				
(8) 消防職員						
1,734	1,734	0				